

人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会 第8回 議事要旨

1. 日 時 平成25年9月6日(金) 自 18時00分
至 21時00分
2. 場 所 公益社団法人商事法務研究会会議室
3. 議事概要

(1) 婚姻関係訴訟の国際裁判管轄について

- 国際裁判管轄を決めるに当たっては、偽装結婚の事案だけを取り扱うわけではないので、実務的にそのような事案が多く、それを重視して国際裁判管轄を決めることに合理性といえるがあるか否かを考える必要があるのではないか。
- 不当訴訟のおそれがあることを理由に、原則として被告住所地に国際裁判管轄を認めるのだとすると、仮に婚姻無効等の事件類型では離婚訴訟より不当訴訟のリスクが少ないとしても、それだけをもって離婚訴訟と異なる扱いをする理由を説明するのは困難ではないか。
- そもそも婚姻無効等の事案がそれほど想定されないのではないか。
- 電話やメールでは連絡がつくが所在が分からない場合は行方不明又はそれに準ずる場合に該当しないと思われるが、住所が分からない結果として国際裁判管轄が決まらないことはあり得る。その場合は、我が国に国際裁判管轄を認めることがあり得ると思われるので、被告の住所地国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるという要件をバスケット条項として設ける合理性があるのではないか。
- もともとA案では国際裁判管轄が狭くなるので、B案により、偽装婚か否かを問わずに当事者の一方が日本にいれば国際裁判管轄を認めるという整理をしていたのではないか。
- 「当事者間の衡平」という要件を設けると、偽装婚の事案を救済することができるかもしれないが、この「衡平」が何を意味するかという本来考慮すべきでないことが問題となり、解釈論として、信義則上、無管轄を主張できない場合が生じる可能性があるのではないか。
- 「当事者間の衡平」を要件とすると、裁判手続において、その要件を満たすか否かが主たる争点になり、訴訟遅延が生じてしまう可能性がある。
- 婚姻無効等については、外国人が日本で日本国籍取得のために婚姻した事例が典

型的に想定されるので、このような事例における迅速な是正が必要であるが、例えば、日本人がだまされて中国に行って中国人と婚姻をした場合は、婚姻挙行地が中国になり、A案の2の要件（原告の住所地が日本国内にあり、かつ、当事者双方が日本人であるとき又は婚姻挙行地が日本国内にあるとき）ではその日本人が救済されないことになる。

- そのような事例は、A案の3の要件（原告の住所地が日本国内にあり、かつ、被告が行方不明であるときその他これに準ずる場合）を残して少し要件を広くすれば救済されることにはならないか。
- 第三者が原告となり、被告である夫妻の両方が行方不明となる事態を考慮する必要はないか。
- 婚姻挙行地が管轄原因として役に立つ感じはしないが、要件を広くしておいたほうがよいのであれば、これを要件としても差し支えないのではないか。
- 婚姻挙行地にある証拠としてどんなものが想定されるのか。証拠が存在することにこだわる必要があるのか。
- 原告住所地と婚姻挙行地が日本にある場合であれば、原告と日本との関連性が強くなり、被告住所地の一般原則を修正しても当事者間の衡平を害しないと考えられるが、証拠の所在地であれば適正な判断ができるという考慮が重要とは限らないかもしれない。
- A案の2は、一の要件（当事者双方が日本人である場合）と二の要件（婚姻挙行地が日本国内にある場合）で議論の方向性が違うように思う。当事者双方が日本人である場合は、それだけで対人管轄権を設定する可能性があり得るが、更に原告住所地まで管轄原因に加えるかという方向性での議論になる。これに対し、婚姻挙行地は、日本との関連性からいうとそれのみでは管轄原因として弱く、逆に、原告住所地に加えて婚姻挙行地まであれば管轄を認めてもいいという方向性での議論になじむ。婚姻挙行地だけで管轄を認めるのは困難ではないか。
- 日本人である夫婦がいずれも日本にいない場合に、その夫婦の婚姻無効の裁判を日本で行う必要があるかどうかの問題となるが、離婚よりはその必要性は低いのではないか。
- 婚姻挙行地は、離婚関係訴訟における夫婦の最後の住所地よりも、日本との関連性が薄いということか。

- 当事者双方が日本人であれば、原告の住所が日本国内にあるという要件を設ける必要はないのではないか。
- 当事者双方が日本人である場合でも、原告の住所が日本国内にあるという要件は設けたほうがよいのではないか。

(2) 財産分与事件の国際裁判管轄について

- 単に財産を分与する点だけに着目すると、夫婦のどちらが申し立てるにしてもきちんと財産を分与すべきであり、財産分与が申立人を保護するための制度であるという印象は余りない。
- 研究会資料12の「財産分与事件」は、清算的要素を含むものを想定しており、慰謝料や扶養といった他の要素が入ってきてもこれに含まれるという趣旨である。
- 財産分与の範囲を離婚に伴う給付にすると、かなり範囲が広くなり、離婚後扶養も含まれるのではないか。
- B案のような規定を残すのであれば、財産分与事件の国際裁判管轄の規律を置く意味はあるが、単位法律関係として不明確なものが残ると、その性質決定が議論になってしまう。離婚と財産分与は同じ規律でよいという価値判断ができるのであれば、あえて離婚と財産分与について単位法律関係を分けて別個に国際裁判管轄の規律を設けなくてもよいのではないか。法例改正の際にも、財産分与を独立した単位法律関係とはせず、そのような解釈を採った。
- このような単位法律関係の解釈の仕方は、外国で通じるのか。
- 国際裁判管轄を規律するための単位法律関係として、単に「離婚」という設定ができるのか。
- 家事審判事件の国際裁判管轄の規律を整備する際に、財産分与についての規律を設けずに離婚訴訟に含める解釈をすることにやや違和感はある。実質を決めるほうが先ではないか。
- 離婚に伴う財産分与の国際裁判管轄を離婚訴訟の国際裁判管轄とは別に定めるのであれば、その管轄原因はそろえておいた方がよい。
- 離婚訴訟と財産分与を時間をずらして行う場合には、その間に当事者の住所が移動しているのであればそれぞれ異なる国が管轄を持つことがあり得ることは前提になるということか。
- 財産分与を離婚より後に行う場合には、夫婦の最後の共通住所地（婚姻生活地）

は、財産分与との関連性がかなり薄くなるのではないか。

- 申立人の住所地であり、かつ、夫婦が最後に住所を有していた地に多くの財産があるといえるのではないか。
- 研究会資料12の15頁の（注）の趣旨は、離婚が成立している前提で財産分与を行うとすると、全く分ける財産がないにもかかわらず財産分与が申し立てられる場合はほとんど考えられず、不当な裁判の申立てがされるリスクが少なく、相手方の利益を考慮する必要はないのではないかという点にある。逆に言えば、財産を清算しなければいけない状況にあるにもかかわらず、先に申し立てた者が相手方の住所地で裁判をしなければいけないことは必ずしも衡平とは言えないのではないか。財産分与を早く決着させるためにいわば早い者勝ちで決めてよいという政策判断もあり得るのではないか。
- 常に間接管轄のときも提案内容のような規定が適用されるとすると、管轄原因を広くしておかないと我が国の裁判が外国で承認されないという不都合が生じるのではないか。
- 離婚でA案、財産分与でB案というのは違和感がある。A案は、不当な申立てに対する被告の防御権の保障という考え方に立っているが、財産分与でも、申立人が相手方の財産がどれだけあるかよく分からない状態で探索的に行う申立てもあり得るところ、財産分与についてのみ申立人の利益を特に保障しなければいけないともいい難く、被告側の利益を考慮すべきとの要請は当てはまるのではないか。
- どれだけ財産があるかわからないにせよ一応清算すべき財産がある場合に財産分与の申立てを行うことは、必ずしも不当とはいえないのではないか。
- 財産分与は、本来は、清算されるべき財産が清算されずに困っている者が申し立てるものであり、A案・B案とリンクさせることが適切か否かは別としても、申立人を保護する制度であるとするには説得力があるのではないか。
- 申立人の利益を考慮すべき場合があり得ることは理解できるが、直ちにB案を採用することに抵抗がある。A案の要件をもう少し緩める方向性ならあり得るのではないか。ただし、A案の要件を緩める方法がないので、結果としてB案を採らざるを得ないとの趣旨であれば理解はできる。
- 研究会資料12の15頁の（注）において「申立人を保護するための制度」というと、あらゆる財産事件を念頭に置かなければいけなくなるので、その説明の仕方

がよいか否かは検討を要する。

- 財産分与は身分的な要素よりも財産的な要素が強く、一般の財産事件以上に保護の必要性が強いとは必ずしも言えないとすると、申立人の保護を強調することには違和感がある。
 - 財産事件は別に特別裁判籍があるので、常に被告の住所地で裁判を起こす必要はない。そうすると、財産分与でも、特別裁判籍に当たるものを想定できないかという議論はあり得る。その手がかりは義務履行地しかないので、離婚事件で義務履行地として想定されるものは何かというアプローチをとれば、管轄原因は研究会資料12の提案内容より広がる可能性があるという議論はあり得るのではないか。
 - 通常の財産事件であれば当該財産だけが問題になるが、財産分与の場合は他の財産にも影響を及ぼすので、財産の一部だけがあれば管轄を認めてよいとすると、管轄を広げ過ぎることになるのではないか。
 - 財産がどれだけあれば管轄を認めてよいかは明確でなく、かつ、住所と全く関係ない地に莫大な財産があるときに管轄がそこになるとすると、執行もできず不便であるが、A案だとそこでは裁判ができないことになる。
 - 法例改正の際に後見等開始の審判の管轄について議論したときにも財産所在地管轄が問題になった。そのときは、財産の多寡を基準にできないとすれば財産所在地管轄を認めないこともやむを得ないという議論に落ちついたが、財産分与でもそれと似たような議論になり得るのではないか。
- (3) 年金分割事件の国際裁判管轄について
- B案のような規定がないと、年金分割も財産分与の一種であると解され、管轄がないと判断される場合があり得るのではないか。
 - B案のような規定があれば、日本の裁判所で必ず年金分割事件を扱われることになるが、年金分割事件は完全な私法上の事件ではないと思われるので、この事件の処理は日本の裁判所でなければならないという説明の仕方になるのではないか。
 - 明文の規定がないという理由で年金分割事件の管轄がないと判断されることはないと思われるので、あえて異質な規定を設けるだけのメリットがあるかというバランスの問題ではないか。
 - 日本の年金分割事件は当然日本の裁判所に管轄があり、それ以外の国でこれに相当する制度については解釈に委ねるという趣旨ではないか。

(4) 実親子関係訴訟等の国際裁判管轄について

- B案が相当と考える。身分関係訴訟の国際裁判管轄で被告の住所地を原則的な基準とする昭和39年の最高裁の立場を出発点とすることの合理性が十分に理解できないし、諸外国の法制でも、日本のように被告の住所地基準というものは見当たらない。身分関係を確定する個人の利益というのは、当該個人が生活する国において実現できるようにすべきであるし、当該個人が生活する国にとっても重要な関心事である。A案は、昭和39年の最高裁の基準が狭過ぎると考えたためか、それを広げようとしてかえって複雑な規定になっている。
- 実質論として、身分関係の当事者の一方が死亡した時に日本国内に住所を有していた場合に管轄を認めるのがいいのであれば、B案でも同様の規律を置くのが理論的ではないか。
- B案のオリジナルな考えは、自分のいるところでやるということだから、この点については無関心であると思われるが、B案でも、身分関係の当事者の一方が死亡した時に日本国内に住所を有してきた場合に管轄を認めることはできる。
- 死亡時の住所というのを被告の住所の代替物と見るか、独立のものとするかという考え方の違いはあるだろう。今回の提案は、1項と2項とに書き分けているが、後者の考え方を前提にしているわけではない。
- 身分関係の当事者の一方の死亡は、婚姻無効等でも問題になり得るのではないか。
- 実務的には、死亡時の住所も管轄原因に入れておいて、できるだけ管轄原因を広くとっておいたほうが何かと便利であると感じる。
- 第三者が原告の場合において、生存する被告が死亡した者のいたところへ来るとに合理性があるかは疑問である。
- 本来は生きている者のところでやるのが筋だとは思いますが、死亡した者のいた場所でやるのが何らかの理由で便利なこともあるかもしれない。
- 死亡時の住所を住所の代替物とした場合、手続保障の観点からは、死亡していたら関係ないのではないか。
- B案を前提に国籍管轄を認めるべきである。理由は、親子関係の確定の必要のある国民が自国の裁判所で裁判を受けるニーズは高く、そのようなニーズは保護されるべきであるし、諸外国の法制においても国籍を管轄原因とする例は少なくない

からである。

- 双方日本人であれば、双方が外国にいても、日本でやるニーズは結構あると思う。
- 国籍に加えて原告の住所地を要件にするかどうかについては両論あり得るが、現段階では、原告の住所地による限定をなくしてしまうという選択肢はないだろう。
- 子の出生地を管轄原因とすることは、外国法制でもほとんどないので、間接管轄で承認してもらえるかは疑問である。
- 嫡出否認の訴えのときに、夫が日本にいて、子供も日本で生まれたが、子供がどこかに行ってしまうというときに日本でできるというメリットがあるということか。
- 里帰り出産とかを考えると、子の出生地を管轄原因とすることは困難ではないか。
- 子をハワイで産んでアメリカ人にしようという事例もある。
- 当事者の衡平だけだと、管轄を決める基準としては、予測可能性の観点から問題があるのではないか。訴えの提起の困難性というのはむしろ要件として含めたほうがいいと思うが、衡平とまでいってしまうと抽象的すぎる。
- 親子関係といっても、未成年の子だけではないので、子の監護とは異なるのではないか。
- 一読では遺棄型のものをどう拾うかということで、何かいい要件がないかを考えてみたが、結局要件としては、提案した内容以上のものが見つからなかった。
- A案の5の後半部分（日本の裁判所で審理及び裁判することが身分関係の当事者間の衡平を図るために特に必要と認めるとき）がないと、ちょっと狭いかなという気もする。
- そこは個別に手当てをするのか、あるいは総論の緊急管轄的なもので拾うのかという価値判断によるのではないか。
- 裁判所側の立場からすると、条文上の管轄要件を満たしているにもかかわらず、不当だから却下するというのは難しいと思う。逆に、救うべき事案を救済するということが、価値判断的にはなじみやすい。理論的な話ではないが、各論で余り広くし過ぎないほうが、結果的に妥当性を確保し得る可能性があるのではないか。
- A案の5の後半部分は、総論で緊急管轄が設けられない場合にどうするかという

ことで考えてみたものである。前半部分も、個別とはいえ、まさに緊急管轄的なものではある。

- 子の保護が規定上表れていないのであれば、個別規定を置く意味があるのか疑問であり、一般規定を設けたらどうかという議論となじむのではないか。
- 前半部分だけだと、昭和39年の判決の趣旨が明確にはなるが、その分管轄が狭まるのではないかとの考え方が背後にあり、後半部分を入れないと遺棄的な部分がカバーできないと思われたので、それを何とか表現しようとした。
- 遺棄的なものも「著しく困難」に入れることもできるのではないか。
- 原告を置き去りにしたことはその原因のことを言っているのであって、現在訴えを提起することが著しく困難だということには直接は結びつかないのではないか。
- A案を前提に、遺棄の場合に管轄を認めるべき場合があるが、あとは上手く書けるかどうか。

(5) 養親子関係訴訟の国際裁判管轄について

ア 養子縁組の成立を目的とする審判事件について

- 単位法律関係を審判事件と表現しているのは、審判でやるか訴訟でやるかというのは、基本的には法廷地法で決めればよいのではないかとの考え方を前提に、法廷地である日本の管轄を定める法律の文言として審判事件と表現してもよいのではないかと考えたからである。
- 準拠法が外国法であっても、結局はそれを家事事件手続法に当てはめて類推するような形でやることになるのではないか。
- 別に審判事件と書かなくても、ほかの単位法律関係と同じように「養子縁組の成立に関する事件」などと表現することでもよいのではないか。
- 審判事件と書くかどうかは、国際裁判管轄をどのような形で規律するかにもよる。
- 審判事件と書いてしまうと、日本の審判事件を念頭に置いており、外国法を準拠法とする養子縁組事件などは含まれないと読まれるおそれはないか。
- ここで審判と書いたからといって、間接管轄でそこは必ずしも読めないということはないのではないか。
- 訴えや審判事件という表現を使えないとなると、今のままの表現ではダブってくるものが出てくる。今回、訴えや審判事件という表現を使っているのは、ダブ

らないようにするという意味もある。

- 審判と訴えの振り分けは準拠法によるか法廷地法によるか見解の対立がある。
日本の実務は法廷地法でやっているが、それを確定するという趣旨なのか、あくまでも人訴法と家事事件手続法に分けて管轄を入れるということを前提にすればこういう書き分けになるだろうという趣旨なのか。
 - 日本の裁判権があることが決まってから日本の裁判の種類が決まるので、日本の裁判が2種類あることを前提にそれぞれの管轄を定めることには違和感がある。
 - 民事訴訟法では「不動産に関する訴え」などとあるが、それをほかの国では非訟事件でやっているかもしれない。
 - あえて言えば、「訴え」に対応するのは「審判事件」ではなくて「審判の申立て」か。
 - もともと国内土地管轄の規定の定め方が、民訴法の場合は訴えについてと書いてあるのに対して、家事事件手続法は審判事件という形で書いてある。
 - 「利害が対立するものではなく」と書かれているが、準拠法によっては親が反対しても養子にするという制度があるかもしれない。利害が対立しないから審査判断に格別支障が生じることはないのでどちらでもよいという説明になっているが、本当にそれが言えるのか。
- イ 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて
- 単に裁判や事件という形の特定だと、養子縁組をするについての許可や特別養子縁組の成立の場合については別の規律があるので、A案を使うとなると、これらを明示的に排除しなければならなくなる。
 - それぞれの事件類型に応じた特別なルールをとる理由がある。裁判所の後見的な関与である、養子の特別な保護が必要であるなどというそれぞれの理由が説明できれば統一的な規律ができなくてもいいのではないか。
- ウ 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について
- 「その他特別養子縁組の離縁の申立権を有する者」という表現があるが、誰がその離縁の申立権を有するかどうかということは準拠法によらなければわからないはずで、国際裁判管轄を決めるに当たってその概念を持ってくるのはいかがか。

- 準拠法を見ないと管轄が決まらないということ自体おかしいことなのかがよくわからない。いずれにせよ裁判の最初の時点が確定することにはなるので、そこが決まらなると管轄が決まらないのはおかしいといえるのか。
- 準拠法を決めるのは国際私法ルールであり、国際私法ルールは法廷地法であるという考え方からすれば、論理的な順序としては管轄が最初に来るのではないか。
- 検察官申立てにおける検察官の住所は、さすがに管轄原因にはならないだろう。
- 離縁の申立権を有する者として実父母を入れても、結論としては規定は空振りになるが、国によっては目立つ規定になりかねない。準拠法上、実父母と子の関係を本当に遮断している国も多いと思う。
- 申立権を有すると主張する者という趣旨で「申立人」と規定することはあり得るのではないか。申立人が自分は申立権があると主張すれば一応管轄は認めて、ただ準拠法適用の結果、申立権がないことが判明するという判断はあり得ると思う。
- そうすると、検察官が申し立てたら、全世界じゅうの特別養子縁組について管轄が認められることになってしまう。

(6) 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄について

- ハーグ条約との関係を意識する必要があるのではないか。
- ハーグ条約では、本案の審理はしないという規定があるので、支障は生じないのではないか。
- ハーグ条約で返還された後については、ハーグ条約で返還された以上、今残っている事件については日本ではもう判断しないというのは当然であるとして、管轄の問題ではないと考えることもできるのではないか。
- ハーグ条約で審判や判断をしてはいけないというのは、国際法上の裁判権（主権）の範囲の問題だろう。申立ての時点では管轄があって手続自体は受け付けたものの、ハーグ条約の適用によって手続を止め、結局、返還することになった場合については、条約上の義務として、日本は本案について裁判権を行使することができないということで、最終的には却下という結論になるのではないか。必ずしも管轄の問題として説明する必要はないように思われる。

- 相手方にとっては、ハーグ条約の対象事案というだけで何もしなくていいというのであればそれでいいが、応訴の負担が出てくると煩わしい。
- ハーグ条約の趣旨を勘案して、返還申立てをしなくても止められるような方向で考えるべきではないか。
- 逆に、ハーグ条約で手続を中止すべきことが明確にならない限りは、手続を中止する必要はないのではないか。
- 子の住所地以外にも、暫定的に何かを決めるための管轄が別条項で必要なのではないか。
- 子が連れ去られたら管轄が認められないというのでは管轄が狭い気がする。
- 「相手方又は事件本人である親（申立人となる場合を除く。）が日本に住所を有するときであって」の前半部分は必要なのか。
- 子の利益だけでは管轄が広がり過ぎるのではないかという懸念がある。
- 今、日本に子供はいないが、将来日本に来たときのために、双方の親の間で子の監護についての定めをしたいというニーズはあるように思う。
- 親権喪失の審判の取消しの審判事件等については、審判をした国でそれを取り消すことは認めてもよいのではないか。
- 緊急管轄で救えるのであればよいが、取消しは審判をやった国で行うべきというのは自然な発想のように思える。
- 虐待が終わったかどうか、誰もいないところで本当に判断できるのかという問題もある。
- 新たな事情が生じて、それについて判断するという面もある。

(7) その他の子の監護及び親権関係事件の国際裁判管轄について

ア 子の特別代理人の選任の審判事件について

- 嫡出否認の訴えと利益相反が同じ性格なのかが疑問である。利益相反では一般的な取引を前提とした特別代理人を選任するが、嫡出否認の場合はまさに訴えに付随したものであり、手続法は法廷地法によるとして、訴訟に付随する特別代理人を選任するという性格が強い。そうすると、管轄規定を置く必要があるのか疑問が残る。
- 特別代理人を選任しないと、そもそも嫡出否認の訴えが提起できない場合もあり得るので、必ずしも訴訟に付随するという考え方で全部吸収できるわけで

はないように思う。

○ B案だと、子の親権に関する審判事件に委ねられることになるが、「子の利益のために特に必要」との部分だけが残ると管轄が広がり得る。「相手方又は事件本人である親（申立人となる場合を除く。）が日本に住所を有するときであつて」の部分が残ると空振りになる。

○ 管轄が広がると、代理行為地のようなものが入る可能性が出てくる。

イ 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件

○ 財産管理一般のルールに載せる方法を想定してB案を採ることもあり得るのではないか。

○ 財産所在地管轄についてはニーズがあると思う。

ウ 都道府県の措置についての承認等の審判事件

○ 理由付けはいろいろ考え得ると思うが（そもそも公法上の問題である，専属管轄とすべきか否かの判断が困難である等），規定を設けるまでの必要性はないのではないか。